

## 「障がいのある学生支援に関する基本方針」

### 趣旨

この基本方針は、障がいのある学生を受け入れ、「障害者基本法」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等を遵守し、修学のために本学が出来る可能な支援を合理的配慮に基づき行い、障がいのある学生の権利を保障する為の基本的な考え方を示すことを目的とする。

### 基本方針

#### 1. 機会の確保

本学に在籍する学生が、障がいの有無にかかわらず学生生活が送れるよう、本学が出来る可能な支援を行う。

#### 2. 対象範囲

本学に入学を希望する障がいのある方、及び本学に在籍する障がいのある学生（中途障がいを含む）を対象に可能な支援を行う。

#### 3. 支援方針の決定

当該学生の要望に基づき、学生の所属する学部・学科、関係部署が検討の上、個別に支援方針を決定する。支援方針の決定に当たっては、当該学生との合意を得て行う。

関係部署:学生サポート連絡委員会、必要に応じて当該学生と関係する関係者、学部長、学科長

#### 4. 合理的配慮に基づく支援

授業環境の配慮、試験時の配慮、成績評価、コミュニケーション上の配慮などの支援については、学生の要望と本学の支援方針に基づき行う。

なお、支援体制については、学生サポート連絡委員会を支援に関わる相談窓口とし、学部・学科の支援の必要な学生に対し、入試や学生生活、就職等に関わる全ての関係部署が支援を行う。

## 障がい学生への支援（合理的配慮）の流れ

令和6年4月1日より、国公立、私立を問わず、すべての大学等において、障がいのある方への合理的配慮の提供すすめることになりました。障がいなどの理由により、修学における様々な困難を抱える学生が、他の学生となるべく同じ条件で学べるように、本学においての支援体制を以下の通りといたします。

### 1. 学生、保護者からの申し出

支援は原則として、学生本人及び保護者からの申請書により行われる。支援を受けるためには、原則として根拠資料（障害者手帳や医師の診断書等）の提出が必要である。よって提出書類とは 1. 障害者手帳や医師の診断書等（根拠資料） 2. 本人・保護者からの申請書であり、以上2点を揃え申請窓口の学生部に提出する。

参考：根拠資料としては、障害者手帳の種別・等級・区分認定、適切な医学的診断基準に基づいた診断書、標準化された心理検査等の結果、学内外の専門家の所見、高等学校・特別支援学校等の大学等入学前の支援状況に関する資料等が挙げられる。また、適切な配慮内容決定のためには、本人が自らの障害の状況を客観的に把握・分析した説明資料等も有効である。

### 2. 面談

申請書に基づき、面談は学生サポート連絡委員が行う（2名以上）。学生との面談で情報を収集し、要望等の把握の上支援方法を検討する。

### 3. 支援方針の決定

学生の要望等に応じて、合理的配慮に基づき、支援の方針・内容案を学生サポート連絡委員会が作成する。その後、必要に応じて当該学生と関係する関係者、学部長、学科長に報告相談の上案を確定し、学長、教授会・関係部署に書面で報告し支援の内容を共有する。

参考：関係者とは、初年次教育連絡委員会、コース責任者協議会、担任等

### 4. 支援の開始

対象学生の履修授業教員への配慮事項依頼は、担任（コース責任者を含む）が行うが、非常勤講師並びに各課（学生課・教務課・就職課）へは、学生サポート連絡委員会が行う。学生サポート連絡委員会は、定期的に支援状況の確認を行い、適宜支援内容の見直しをはかっていく。

以上